

GCA FAS News

January 2016

Vol.17



Trusted Advisor For Client's Best Interest

GCA *Financial
Advisory
Services*

新年のご挨拶

GCA FAS 株式会社

常務取締役パートナー

公認会計士・税理士 小林 正紀

謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

振り返りますと、2015 年は、改めて不正会計の事例が取り沙汰された一年でありました。中には M&A の実施後に不正会計が発覚する事例もあり、M&A におけるリスクマネジメントの取組みが喫緊の課題になりつつあるとの認識を新たにされた次第であります。昨年 12 月には、株式会社税務研究会様主催「企業懇話会 (M&A 研究部会)」にて、弊社メンバーが『M&A において求められるリスクマネジメント』と題して、これまでの不正会計事例も交えつつ、経理部門として知っておくべき M&A のリスクの見方や M&A プロセスでの経理部門のあるべき関わり方等について講演させて頂きました。当日は年末にもかかわらず非常に多くの会社様が参加され、改めて皆様の関心の高さがうかがえました。

他方、税務の観点では、3 月にいわゆる IBM 事件に係る高裁判決 (納税者勝訴。国側上告中) が下されましたが、これを受けて実務家の間では組織再編や資本取引に関する包括否認規定の射程範囲に関する様々な議論が展開されています。また、国際的には、いわゆる BEPS (税源浸食と利益移転: 多国籍企業が各国の税制や国際課税ルールの隙間を利用することで、課税所得を人為的に操作し課税逃れを行うこと) に対する行動計画の最終報告書が公表され、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を通じて、国際的租税回避の防止に向けた取り組みが進んでいくことが見込まれています。

組織再編や資本取引を伴う M&A やグループ内再編の検討に際しましては、税務上の取扱いに関する検討が必要不可欠となりますが、単なる法令・通達の適用要件の検討にとどまらず、裁判例も踏まえつつ税法の制度趣旨にまで立ち戻った検討が求められるようになってきているものと考えられます。

さて、2016 年度においては、アベノミクス「三本の矢」を一層強化する「新・三本の矢」の一つの目玉施策として、法人実効税率 20% 台が実現されます。一方で、課税ベースの拡大策として、法人事業税の外形標準課税への更なるシフトや欠損金繰越控除制度及び減価償却の見直しも同時に実行されます。M&A における企業価値評価において、法人実効税率の引き下げはプラスの効果をもたらすとは思われますが、業種業態によっては外形標準課税へのシフトによる税負担増も看過できないことには留意する必要があります。

私ども GCA FAS は GCA サヴィアングループの一員として、M&A 戦略立案時における様々な財務シミュレーションから、デューデリジェンス、企業価値評価、ストラクチャリングアドバイス、無形資産評価を含む受入処理サポートまで、M&A プロセスの全般を通じてトランザクションサービスをご提供しております。日々進化する会計制度、そして益々複雑化する税務上の取扱いに関する高度なノウハウをベースに、クライアントの皆様が M&A に取り組まれる目的を常に意識しつつ、ディールの真の成功に向けて業務に取り組んで参ります。

本年も皆様のご支援、ご指導の程何卒宜しくお願い申し上げます。

お問い合わせ:

GCA FAS 株式会社

〒100-6230

東京都千代田区丸の内 1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内 30 階

TEL: 03-6212-1850 (代表)

E-mail: info@gcafas.com

<http://www.gcafas.com/>

小林 正紀 mkobayashi@gcafas.com